

# 保育認定の変更手続きに必要な書類

転職や退職、勤務時間の変更、妊娠・出産、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には下記にある書類を提出し、認定変更等の手続きを行ってください。保留中の方でも、手続きは必要です。

## 提出先

福知山市子ども政策室（子育て総合相談窓口）／福知山市字内記 100 番地 ハピネスふくちやま 1 階

※既に実態として要件が変更となっている場合、速やかにご提出ください。なお要件変更は原則遡及できませんので、この場合の新しい認定区分、保育必要量の適用は、翌日からとなります。

## 1. 就労状況が変わった場合（勤務時間、勤務場所が変わった、仕事を始めたなど）

○就労証明書（雇用元で記入してもらう）

※自営業の場合は、本人で作成し、代表者名・会社の住所・業務内容等客観的にわかる書類を添付してください

## 2. 育休復帰する場合

○就労証明書（育休期間と復職年月日・復職後の就労状況について記載のあるもの）

## 3. 産前産後休業に入る（妊娠・出産要件になる）場合

○母子健康手帳のコピー（表紙の氏名欄と分娩予定日の記載してあるページ）

## 4. 仕事を辞めた（求職活動中になった）場合

○求職活動申立書と求職カード or 雇用保険受給資格証の写し（ハローワーク発行）

## 5. 通学を開始する（就学要件になる）場合

○カリキュラム（予定・期間・スケジュール等の記載があるもの）

○在学証明書

## 6. 保護者や家族の疾病・障害・介護が必要になった場合

○診断書 又は 療育手帳 又は 介護認定書類

（身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の写し） \* マイナンバーの記載により省略できます。

## 7. 世帯構成に変更があった（離婚、結婚、同居家族の増減等）場合

○申請時に原則添付は不要ですが、市で把握している情報で確認できない場合、追加で書類をお願いする場合があります。

児童と同居する 20 歳から 64 歳の方全員について変更があった場合は手続きが必要です



上記書類を添えて、下記申請書を提出してください。

- 保育給付認定（変更）申請書
- 委任状（申請者と提出者が異なる場合）



\*\*\*\*\*  
\* その他、不明な点がありましたら保育園・幼稚園入園係におたずねください。  
\*\*\*\*\*

☎0773-24-7083

## \*\*\* 窓口で必要なもの \*\*\*

◇本人確認書類

マイナンバーカードや運転免許証など写真付のもので官公庁等が発行した身分証明書

◇保護者と児童の個人番号がわかるもの

マイナンバーカードまたは※通知カード、マイナンバーが記載された住民票

※カードの記載内容と住民登録が異なっている場合は、証明書として使用できません。